

◎昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号の一部を改正する告示 新旧対照表

○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号）

新

旧

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和五十二年一月一日から施行する。

なお、関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。

時間区分及び区域区分

時間区分	昼間（午前八時から午後七時まで）	夜間（午後七時から翌日の午前八時まで）
区域区分		
(略)		

備考

一 (略)

二 第一種区域及び第二種区域の区分は、次の表のとおりとする。

(略)		
山武郡芝山町	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域
(略)		
(略)		

備考 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、令和七年五月三十日現在において、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

(略)

時間区分及び区域区分

時間区分	昼間（午前八時から午後七時まで）	夜間（午後七時から翌日の午前八時まで）
区域区分		
(略)		

備考

一 (略)

二 (略)

(略)		
山武郡芝山町	第一種区域	第一種住居地域
(略)		
(略)		

備考 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、令和五年七月七日現在において、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。